

宿毛市立社会体育施設等指定管理業務に関する公募型プロポーザル評価要領

(1) 評価・選定方法

事業者の選定は、市が庁内委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を指定候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。評価については以下の基準や項目を基に選定委員ごとに合計点の高いものから順位点をつける順位点による方法とします。

(順位点は1位10点、2位8点)

参加者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。

(2) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

審査項目	審査の視点	配点	審査の基準	
実施体制	業務履行体制が適切に構築されているか。	30	30	・責任者の位置付けがあり、管理にあたって十分な人員が確保されている。 ・事業執行のための有資格者(経験者)や必要機材等の確保が期待できる。 ・外部監査の導入があり、適正な組織運営が見込まれる。
			20	・責任者の位置付けがあり、管理にあたって十分な人員が配置されている。
			10	・責任者の位置付けがあるものの、管理にあたり最低限度の人員しか確保されていない。
	災害時の避難誘導や利用者の体調不良など、非常時の対応方法が確立されているか。	20	20	・様々な事態が想定されており、対応方法が明確である。
			15	・想定されている事態が限定的ではあるが、対応方法は明確である。
			10	・様々な事態が想定されているものの、対応方法に不明瞭な部分がある。
	運動施設の運営又は、管理業務受託の実績を有しているか。	15	15	・有している。
			10	・有していないが、管理業務を行う能力が見込まれる。
	管理業務に付随して、施設利用者の利便性の向上や施設の効率的かつ効果的な運用のための事業を提案できるか。	15	15	・施設の効用について理解できている。 ・独自性があり、新たな工夫が見られる事業が期待できる。
			10	・施設の効用について理解できている。 ・工夫が見られる事業が期待できる。
			5	工夫が見られず、一般的な内容である。
	管理業務に付随して、スポーツ振興のための事業を提案できるか。	15	15	・施設の効用について理解できている。 ・独自性があり、新たな工夫がみられる事業が期待できる。
			10	・施設の効用について理解できている。 ・工夫が見られる事業が期待できる。
			5	・工夫が見られず、一般的な内容である。
	個人情報保護に関する社員教育やその他、研修が実施できているか。	5	5	・個人情報保護に関する社員教育やその他、研修が実施できている。
			3	・いずれかの社員教育や研修が実施できている。
0			・実施できていない。	